

第163回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第13号

平成29年12月4日かすみがうら市農業委員会告示13号をもって、平成29年12月11日(月)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第163回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成29年12月11日(月) 午後3時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 飯田 敬市	3番 齋藤 幸雄	4番 久松 弘叔
5番 井坂 孝雄	6番 欠席	7番 貝塚 光章	8番 宮本 教夫
9番 欠席	10番 塚本 勝男	11番 中山 峰雄	12番 山口 正男
13番 小松崎 誠	14番 鈴木 良道	15番 市川 敏光	16番 関川 忠雄
17番 安田 秀徳	18番 磯部 潤一	19番 欠席	20番 外塚 孝雄

4. 欠席委員

9番 栗山 千勝 19番 小松崎 正衛

5. 説明のため出席した者

事務局長 高田 忠 局長補佐 山本 好徳(書記) 主幹 鈴木 幸介

6. 議事録署名委員

13番 小松崎 誠 14番 鈴木 良道

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第47号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

議案審議について

議案第78号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第80号 現況証明願の交付決定について

議案第81号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第82号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配
分計画案の意見の決定について

その他

8. 閉会

午後3時56分閉会

事務局長	<p>只今から、平成29年度第163回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は16名で、会議規則第6条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 なお、委員会規則第6条により9番 栗山 千勝委員、19番 小松崎 正衛委員から欠席届が提出されております。また、7番 貝塚委員が少し遅れる旨連絡がありました。 それでは、会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、外塚会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>会長あいさつ 傍聴人の方に申し上げます。受付にありました、傍聴人心得を守り、傍聴されるようお願いいたします。 はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第12条第2項の規定により、13番 小松崎 誠委員、14番 鈴木 良道委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の山本補佐を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、只今から午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>次に、報告第47号、第48号の報告案件ですが、委員の皆様にも、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして早速質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第78号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (7番 貝塚 光章委員 入室)</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
5番 井坂委員	<p>ご報告申し上げます。 12月4日午前9時から霞ヶ浦庁舎会議室におきまして、久松委員と貝塚委員と私の3名で、書類審査後に現地調査を実施してきました。 番号1番は、 の 集落センターの約650m北に位置する畑です。現況はきれいに管理されておりました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。作付作物は柿を計画しています。</p>

番号2番は、 の の約600m東に位置する畑1筆になります。
現況はきれいに管理されていました。
申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
作付作物は、さつまいもを計画しています。
番号3番は、 地区 浄化センターの約300m南西に位置する畑2筆になります。
現況はきれいに管理されていました。譲渡人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。
作付作物は、野菜を計画しています。
番号4番は、 十字路の約200m南西に位置する畑になります。
現況は、きれいに管理されていました。
申請地は測量時の手違いによりできた土地で、利用することもないため、今回の申請に至りました。
作付作物は、苗木を計画してございます。
番号5番は、 中学校の約700m北に位置する畑になります。
現況調査時は、碎石が少し残っていましたが、現在はきれいになっております。
申請人は、法人として新規就農するため、今回の申請に至りました。
作付作物は、サカキを計画しているという事です。
以上、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。
委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくお願いいいたします。

議 長 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。
番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に番号2番について、お願いいいたします。
ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に番号3番について、お願いいいたします。
ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に番号4番について、お願いいいたします。
ご意見ご質問等ございますでしょうか。

議 長 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号5番ですが、5条案件の番号7番で営農型の申請が提出されていますので5条案件で一括審議していただきたい思います。
議 長	「議案第78号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可申請」については、番号5番を除き原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請」について、上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読及び説明が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
4番 久松委員	<p>それでは、5条について説明いたします。</p> <p>函面番号1番をご覧ください。</p> <p>番号1番は、 の約500m北西に位置する畑で、第1種農地と判断いたしました。現況はきれいに管理されていました。</p> <p>申請人は、バリアフリー対応の住宅の建築を計画しております。申請地は第1種農地ですが、住宅等日常生活・業務上必要な施設を集落接続で設置という不許可の例外に該当するため問題ないと判断致しました。転用による周辺農地への影響はないと判断致しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>函面番号2番をご覧ください。</p> <p>番号2番は、 の にある センター直売所の約200m南東に位置する畑で、第2種農地と判断致しました。現況はきれいに管理されていました。</p> <p>申請人は自己住宅の建築を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断致しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>函面番号3番をご覧ください。</p> <p>番号3番は、かすみがうら ゴルフクラブの約700m南東に位置する畑で、第2種農地と判断致しました。現況は雑草が繁茂していました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設を計画しています。転用による周辺農地への影響はないと判断致しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>函面番号4番をご覧ください。</p> <p>番号4番は、 庁舎から約750m南東に位置する畑で、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。</p> <p>申請人は太陽光発電施設を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断致しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>函面番号5番をご覧ください。</p> <p>番号5番は、 小学校の約200m東に位置する畑で、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断致しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>函面番号6番をご覧ください。</p> <p>番号6番は、番号5番の隣の畑になります。第2種農地と判断しました。</p>

現況はきれいに管理されていました。
申請人は太陽光発電施設を計画しております。
転用による周辺農地への影響はないと判断致しました。
許可要件は満たしていると考えます。
函面番号7番をご覧ください。
番号7番は、 中学校の約750m北に位置する畑で、第1種農地と判断しました。
現在、3条のところでもありましたが、農地法違反で是正指導中の場所ですが、
現地調査時は、重機が故障してまして修理の人と作業員が修理をしてました。
数日前から砕石等の搬出作業を行っているとの事で、事務局で再度8日に現地を
確認したところ、きれいに復元され違反状態は解除されていたとの事です。
先の3条議案で農地法第3条の申請で、営農計画書には営農型太陽光パネル下では、
サカキを栽培し販売するとの事です。販売先は、水戸公設市場と フラワーを
計画しております。また農機具につきましては、中古で購入する計画との事です。
許可要件は満たしていると考えます。
以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。
番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可
することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に番号2番について、お願いいたします。
ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可
することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に番号3番について、お願いいたします。
ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可
することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に番号4番について、お願いいたします。
ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可
することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に番号5番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号6番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に番号7番及び議案第78号の番号5番について、お願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。
12番山口委員	はい。
議 長	はい、山口委員。
12番山口委員	サカキを植えるという事ですが、反当何本くらい植えるのか。
事務局	県の林業指導センターの意見書によりますと1ヘクタール当り6000本収穫ができる内容となっております。換算しますと10アール当り600本になります。
議 長	他に質問等ございますでしょうか (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番及び議案第78号の番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第79号農地法第5条の規定による許可申請及び議案第78号番号5番」については、原案のとおり許可することに決定いたします。 なお、番号3番については、3,000㎡以上の案件となることから、18日の茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆さんにご承知おき願います。
議 長	次に「議案第80号の現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読及び説明が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
4番久松委員	函面番号8番をご覧ください。 消防署の約750m西に位置する畑になります。こちらは昭和56年頃から山林となっており、現在も山林となっております。現況も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断致します。以上、委員の皆様のご更なる審議の程、よろしく申し上げます。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは裁決いたします。

議 長 議案第82号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成ですので、「議案第82号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議案審議は終了しました。

議 長 他に事務局からありますか。

事務局 農地法第30条利用状況調査結果について
農業委員会業務必携と農業委員手帳の配布について
県南地域連絡協議会農業委員会全体研修について
1月総会終了後、農地利用最適化推進委員の評価委員会の開催について

議 長 以上をもちまして第163回総会を閉会いたします。
長時間にわたる慎重審議ご苦労様でした。

(午後3時56分 閉会)